

◆第114号議案 箕面市立駐車場条例改正の件

通告外ですが、第114号議案 箕面市立駐車場条例改正の件について、簡潔にのべさせていただきます。

この議案の条例改正点の主な点は、箕面市立萱野第一駐輪場、第2駐輪場及び第3駐輪場の設置と、名称、位置を定め、駐車できる車両の種類を定める、また、箕面、桜井、牧落の「自転車駐車場」をそれぞれ「駐輪場」に改めるとともに、「単車」を「自動二輪」にあらためる、というものです。

さて、萱野に設置される駐輪場は、北大阪急行線の延伸に伴うものでありますが、整備・運営についてのPFI事業者の指定や実施設計等については、この条例では定められておりませんので、その件につきましては別途、判断させていただきたいと考えています。

なお、総務常任委員会において、駐輪施設の場所や、設置台数の需要予測について気に係る点について質疑をさせていただきました。

そのなかで、今回の需要予測は商業施設の事業者、鉄道事業者、そして周辺の駅の利用実態等を調査して、はじき出したものであるという市の説明でした。

さらに、駐輪施設の整備後において、北急延伸後の交通行動によって柔軟に駐輪台数を増やせる仕掛けをしてあるため、十分な予測と、それでも足りない場合は、さらに追加対策で整備を考える、という答弁が得られました。

また、もう一点、現在萱野中央の西側に民間事業者によって設置されている無料の駐輪場が市営駐輪場の新設によって、有料化を検討されている、という件については、非常に懸念されるわけですが、買い物等施設利用者が無料で利用できる手法について合わせて検討中である、とのことでした。

以上、北急延伸事業のあり方には、さまざまに懸念要素がありますが、本件については駐輪施設の整備という部分ということなのであえて反対はしない、という立場であります。

市民活動センターの利用者を含めて、現在の駐輪施設利用者の利便性や活動の抑制に繋がらないよう、市には尽力していただきたい、と要望して本議案には賛成といたします。